

行 動 計 画

計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

内容

<目標1> 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成26年12月～ 各所属職員へ制度に関するパンフレット等を配布

<目標2> 働き方改革の趣旨を受け、同一労働同一賃金の検証に伴う、休暇、手当等の見直しを行い、育児休暇等を取得しやすい労働環境の形成

<対策>

平成29年4月～ 各所属で事務分担の詳細な把握

令和2年度～ 子の看護休暇の取得を小学校就学の始期に達するまでの子から、中学校就学の始期に達するまでの子に 範囲を拡大

令和2年度～ 同一労働同一賃金の検証に伴う労働環境の検討

<目標3> 時間外勤務の縮減と時間休暇制度の拡充

<対策>

平成29年4月～ 時間休暇制度の拡充（2時間⇒3時間／1日の取得）

令和2年度～ 勤怠システム等の導入による時間外勤務の把握